

(1) 障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア ホームヘルパー派遣事業(支援費制度)は、現行のとおりとする。

イ 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業は、さいたま市の制度に統一する。

ウ レスバイトサービス事業は、さいたま市の制度を適用する。

エ 障害児(者)生活サポート制度は、さいたま市の制度に統一する。

オ 心身障害者福祉手当は、さいたま市の制度に統一する。

カ 特別障害者手当は、現行のとおりとする。

キ 心身障害者相談員制度は、さいたま市の制度を適用する。

ク 紙おむつ給付事業は、廃止する。

24 児童福祉事業の取扱い

(1) 児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア 保育時間は、さいたま市の制度に統一する。

イ 保育料は、さいたま市の制度に統一する。

ウ 児童手当は、現行のとおりとする。

エ 児童扶養手当は、現行のとおりとする。

オ 放課後児童健全育成事業は、さいたま市の制度に統一する。

カ 家庭児童相談は、さいたま市の制度に統一する。

キ ひとり親家庭児童就学支度金は、さいたま市の制度を適用する。

ク ブックスタート事業は、さいたま市の制度を適用する。

ケ 病児保育事業は、さいたま市の制度を適用する。

25 ごみ・し尿処理事業の取扱い

(1) ごみ・し尿処理事業は、さいたま市の制度に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア ごみの分別及び収集は、さいたま市の制度に統一する。

イ ごみの処理手数料は、さいたま市の制度に統一する。

ウ ごみの処理業申請手数料は、さいたま市の制度に統一する。

エ 資源物回収奨励金は、さいたま市の制度に統一する。

オ し尿処理の手数料は、さいたま市の制度に統一する。

26 水道事業の取扱い

(1) 岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア 水道料金は、さいたま市の制度に統一する。

イ 水道分担金は、さいたま市の制度に統一する。

27 下水道事業の取扱い

(1) 下水道事業は、さいたま市の制度

に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア 下水道使用料は、さいたま市の制度に統一する。

イ 下水道受益者負担金は、さいたま市の制度に統一する。

ウ 私道内排水設備布設工事費補助金は、さいたま市の制度に統一する。

エ 水洗便所設備資金は、さいたま市の制度に統一する。

28 各種事務事業の取扱い

(1) 広報広聴事業

ア 広報広聴事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) テレビ広報は、さいたま市の制度を適用する。

(イ) ラジオ広報は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 広報紙の発行は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 広報刊行物は、さいたま市の制度に統一する。

(オ) テレホンガイドは、さいたま市の制度に統一する。

(カ) 市民提案制度は、さいたま市の制度に統一する。

(2) コミュニティ施策

ア コミュニティ施策は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 自治会の運営に対する支援は、さいたま市の制度に統一

する。

(イ) 自治会連合会の運営に対する支援は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 区民会議は、さいたま市の制度を適用する。

(エ) コミュニティ施設の提供は、さいたま市の制度に統一する。

(3) 情報公開事業

ア 情報公開事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 情報公開制度は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 個人情報保護制度は、さいたま市の制度に統一する。

(4) 消防業務

ア 消防業務は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 火災等出動計画は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 消防水利の整備計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(ウ) 消防緊急情報システムは、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 女性消防隊は、さいたま市の制度を適用する。

(5) 防災事業

ア 防災事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。